

(法第10条第1項関係様式例)

令和2年度事業計画書

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットながさき

1 事業実施の方針

早期に適格消費者団体の認定申請をすることを目指す。消費者問題の研修やイベントに講師・人員の派遣を行い啓発活動に努める。さらには実際に事業者の不当約款・不当勧誘等を是正するための申入れ活動などを行いながら、消費者契約法上の差止請求関係業務実施のための体制整備に努める。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名（定款に記載した事業）	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数	事業費の予算額 (単位：千円)
消費者被害の防止・救済のための調査・研究	①全国連絡協議会参加・消費者庁訪問 ②消費者トラブルや悪徳商法の実態に関する講演会を実施する。	(A) ①年3件 ②年1回 (B) ①東京都及び先進都道府県 ②長崎県内の施設等 (C) ①のべ6名 ②1名	(D) ①当法人 ②一般市民 (E) ①当法人 ②100名程度	①201 ②180

<p>消費者に対する啓発・支援</p>	<p>①当法人主催の公開講座開催 ②県内各市町で派遣講座開催及び人員の派遣 ③会員へのニュースレターを発行 ④啓発チラシ・リーフレット・パンフレット等の作成・配布 ⑤WEBページによる情報提供</p>	<p>(A) ①年7回 ②年8回 ③年3回 ④年2回 ⑤随時</p> <p>(B) ①②④長崎県内 ③当法人 ⑤Web上</p> <p>(C) ①7名程度 ②17名程度 ③9名程度 ④のべ24名程度 ⑤9名程度</p>	<p>(D) ①②④⑤ 一般市民 ③当法人会 員、 各種団体</p> <p>(E) ①のべ350人 ②のべ290人 ③200名 ④のべ4000人 ⑤不特定多数</p>	<p>①226.25 ②333.7 ③34.236 ④77 ⑤0</p>
<p>消費者政策に関する提言</p>	<p>消費者行政の運用や関係法令の改正等に対して意見を表明する。</p>	<p>(A) 年1～2回 必要に応じて</p> <p>(B) 長崎市内の会議室又は会員事務所</p> <p>(C) 20名</p>	<p>(D) 市民全般</p> <p>(E) 不特定多数</p>	<p>0</p>
<p>事業者の不当約款・不当勧誘・不当表示等を是正する活動その他消費者契約法上の差止請求関係業務</p>	<p>会員や各種法律専門職が実施する相談会等から得られた情報により、不当約款等の使用が疑われる事業者に対して、検討、調査及び是正申し入れを行う。</p>	<p>(A) 申入れ 年2～3件 検討調査 年6回</p> <p>(B) 長崎市内の会議室又は会員事務所</p>	<p>(D) 消費者行政関係者、消費者団体関係者、法律専門職、一般市民</p> <p>(E) 不特定多数</p>	<p>178.05</p>

		(C) 10名程度		
--	--	-----------	--	--